

【公開版】

提出年月日	令和2年4月28日 R4
日本原燃株式会社	

六ヶ所再処理施設における
新規制基準に対する適合性

安全審査 整理資料

第22条：保管廃棄施設

目 次

1 章 基準適合性

1. 基本方針

1. 1 要求事項の整理

事業指定基準規則第 22 条と許認可実績・適合方針との比較表

1 章 基準適合性

1. 基本方針

1. 1 要求事項の整理

保管廃棄施設について、事業指定基準規則と再処理施設安全審査指針の比較並びに当該指針を踏まえた、これまでの許認可実績により、事業指定基準規則第22条において追加された又は明確化された要求事項を整理する。(第1表)

第1表 事業指定基準規則第22条と再処理施設安全審査指針 比較表

事業指定基準規則 第22条 (保管廃棄施設)	再処理施設安全審査指針	備 考
<p>第二十二條 再処理施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物の保管廃棄施設（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものとする事。</p> <p>二 冷却のための適切な措置が講じられているものであること。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第1項第2号に規定する「冷却のための適切な措置」については、放射性固体廃棄物においては、廃棄物の破碎、圧縮、焼却、固化等の処理が適切に行えるように措置することを含む。</p>	<p>(指針8)</p> <p>再処理施設における使用済燃料の貯蔵、製品貯蔵、放射性廃棄物の保管廃棄等の放射性物質の貯蔵等は、適切な貯蔵容量及び冷却の機能を有するとともに一般公衆の線量が十分に低くなるように、適切な遮蔽等の機能を有する施設で行う設計であること。</p> <p>(解説)</p> <p><u>一般公衆の線量が「十分に低い」とは、平常運転時においては、合理的に達成できる限り低いことを、設計基準事象を想定した場合においては、一般公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えないことをいう。</u></p>	<p><u>変更無し</u></p>

事業指定基準規則第 2 2 条と許認可実績・適合方針との比較表 (1/5)

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
<p>再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (保管廃棄施設)</p> <p>第二十二条 再処理施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物の保管廃棄施設（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものとする。</p> <p>二 冷却のための適切な措置が講じられているものであること。</p> <p>再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (第 2 2 条 保管廃棄施設)</p> <p>1 第 1 項第 2 号に規定する「冷却のための適切な措置」については、放射性固体廃棄物においては、廃棄物の破碎、圧縮、焼却、固化等の処理が適切に行えるように措置することを含む。</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造 記載なし</p> <p>添付書類六 7. 放射性廃棄物の廃棄施設 7.4 固体廃棄物の廃棄施設 7.4.3 ガラス固化体貯蔵設備 7.4.3.2 設計方針 (2) 貯蔵容量 ガラス固化体貯蔵設備は、適切な貯蔵容量を有する設計とする。</p> <p>7.4.5 低レベル固体廃棄物貯蔵設備 7.4.5.2 設計方針 (2) 貯蔵等に関する考慮 低レベル固体廃棄物貯蔵設備は、適切な貯蔵容量を有する設計とする。</p> <p>ロ. 再処理施設の一般構造 記載なし</p> <p>7.4 固体廃棄物の廃棄施設 7.4.3 ガラス固化体貯蔵設備 7.4.3.2 設計方針 (1) 崩壊熱除去 ガラス固化体貯蔵設備は、ガラス固化体から発生する崩壊熱によるガラス固化体及び建造物の過度の温度上昇を防止できる設計とする。</p> <p>チ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (3) 固体廃棄物の廃棄施設 (i) 構造 固体廃棄物の廃棄施設は、高レベル廃液をガラス固化体に処理する高レベル廃液ガラス固化設備 2 系列（一部 1 系列）、ガラス固化体を貯蔵するガラス固化体貯蔵設備、低レベル濃縮廃液、廃溶媒、CB、BP 及び雑固体廃棄物を処理する低レベル固体廃棄物処理設備、及び低レベル固体廃棄物を貯蔵する低レベル固体廃棄物貯蔵設備で構成する。</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造 (n) 保管廃棄施設 保管廃棄施設の設計に係る基本方針を以下のとおりとする。 ガラス固化体貯蔵設備及び低レベル固体廃棄物貯蔵設備は、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>添付書類六 7. 放射性廃棄物の廃棄施設 7.4 固体廃棄物の廃棄施設 7.4.3 ガラス固化体貯蔵設備 7.4.3.2 設計方針 (2) 貯蔵容量 ガラス固化体貯蔵設備は、適切な貯蔵容量を有する設計とする。</p> <p>7.4.5 低レベル固体廃棄物貯蔵設備 7.4.5.2 設計方針 (2) 貯蔵等に関する考慮 低レベル固体廃棄物貯蔵設備は、適切な貯蔵容量を有する設計とする。</p> <p>ロ. 再処理施設の一般構造 また、ガラス固化体貯蔵設備は、ガラス固化体の冷却のための適切な措置を講ずる設計とする。</p> <p>7.4 固体廃棄物の廃棄施設 7.4.3 ガラス固化体貯蔵設備 7.4.3.2 設計方針 (1) 崩壊熱除去 ガラス固化体貯蔵設備は、ガラス固化体から発生する崩壊熱によるガラス固化体及び建造物の過度の温度上昇を防止できる設計とする。</p> <p>ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (3) 固体廃棄物の廃棄施設 (i) 構造 固体廃棄物の廃棄施設は、高レベル廃液をガラス固化体に処理する高レベル廃液ガラス固化設備 2 系列（一部 1 系列）、ガラス固化体を貯蔵するガラス固化体貯蔵設備、低レベル濃縮廃液、廃棄する有機溶媒（以下「廃溶媒」という。）、チャンネルボックス（以下「CB」という。）、バーナブルポイズン（以下「BP」という。）及び雑固体を処理する低レベル固体廃棄物処理設備、及び低レベル固体廃棄物を貯蔵する低レベル固体廃棄物貯蔵設備で構成する。 高レベル廃液ガラス固化設備は、高レベル廃液ガラス固化建屋に、ガラス固化体貯蔵設備は、高レベル廃液ガラス固化建屋及び第 1 ガラス固化体貯蔵建屋に、低レベル固体廃棄物処理設備は、低レベル廃棄物処理建屋及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋に、低レベル固体廃棄物貯蔵設備は、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋、ハル・エンドピース貯蔵建屋、第 1 低レベル廃棄物貯蔵建屋、第 2 低レベル廃棄</p>	<p>「放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものとする」とについては、既許可添付書類六「7.4.3.2 設計方針 (2)」に、ガラス固化体貯蔵設備は適切な容量を有することを記載しており、「7.4.5.2 設計方針 (2)」に低レベル固体廃棄物貯蔵設備は適切な容量を有することを記載している。</p> <p>したがって、規則において、指針から明確化された内容は、許認可の申請内容で網羅されている。 上記を踏まえ、適合方針では、記載の明確化の観点で見直しを実施する。</p> <p>「冷却のための適切な措置が講じられているものであること」については、既許可添付書類六「7.4.3.2 設計方針 (1)」に、ガラス固化体貯蔵設備はガラス固化体から発生する崩壊熱による過度の温度上昇を防ぐ設計とすることを記載している。</p> <p>したがって、規則において、指針から明確化された内容は、許認可の申請内容で網羅されている。 上記を踏まえ、適合方針では、記載の明確化の観点で見直しを実施する。</p> <p>「冷却のための適切な措置」については、放射性固体廃棄物においては、廃棄物の破碎、圧縮、焼却、固化等の処理が適切に行えるように措置することを含む」については、本文 4 項に固体廃棄物の処理設備が記載されている。また同項においてガラス固化体の冷却に係る構造について記載されている。</p> <p>したがって、規則において、指針から明確化された内容は、許認可の申請内容で網羅されている。 上記を踏まえ、適合方針では、記載の明確化の観点で見直しを実施する。</p>	<p>【記載の適正化（添付書類記載内容の取り込み）】 規則及び解釈の表現を踏まえて要求機能の明確化</p> <p>【記載の適正化（添付書類記載内容の取り込み）】 規則及び解釈の表現を踏まえて要求機能の明確化</p> <p>記載の変更なし</p> <p>【記載の適正化（8 項「建物の構造」(11)、(12)、(14)～(19)を移動）】 気体廃棄物の廃棄施設に係る建屋の構造等を追加</p>

事業指定基準規則第22条と許認可実績・適合方針との比較表 (2/5)

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
	<p>また、ガラス固化体貯蔵設備にはガラス固化体の冷却のため冷却空気出口シャフト及び排気口を設け、崩壊熱を除去する構造とする。</p>	<p>物貯蔵建屋及び第4低レベル廃棄物貯蔵建屋に収納する。 高レベル廃液ガラス固化建屋の主要構造は、「ト・(1)(i)構造」に示す。 第1ガラス固化体貯蔵建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）で、地上1階、地下2階、建築面積約5,700m²（東棟約2,900m²及び西棟約2,800m²の一体構造）の建物である。 低レベル廃棄物処理建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上4階、地下2階、建築面積約9,500m²の建物である。 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階、地下1階、建築面積約3,500m²の建物である。 ハル・エンドピース貯蔵建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）で、地上2階、地下4階、建築面積約2,200m²の建物である。 第1低レベル廃棄物貯蔵建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、建築面積約2,700m²の建物である。 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階、地下3階、建築面積約4,400m²の建物である。 第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、建築面積約2,700m²の建物である。 第1ガラス固化体貯蔵建屋機器配置概要図を第130図から第133図に、低レベル廃棄物処理建屋機器配置概要図を第140図から第146図に、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋機器配置概要図を第147図から第150図に、ハル・エンドピース貯蔵建屋機器配置概要図を第151図から第157図に、第1低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置概要図を第158図に、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置概要図を第159図から第164図に、第4低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置概要図を第165図にそれぞれ示す。</p> <p>共用は第15条（共用）の比較表で提示 低レベル固体廃棄物貯蔵設備は、再処理施設から発生する低レベル廃棄物を貯蔵するとともに、MOX燃料加工施設から発生し容器に詰められた雑個体を貯蔵する設計とする。そのため、低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系をMOX燃料加工施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>また、ガラス固化体貯蔵設備にはガラス固化体の冷却のため冷却空気の流路及び十分な高さの高レベル廃液ガラス固化建屋及びガラス固化体貯蔵建屋の冷却空気出口シャフト（以下「冷却空気出口シャフト」という。）を設け、ガラス固化体の崩壊熱により生じる通風力によって流れる冷却空気により崩壊熱を除去する構造とする。 高レベル廃液ガラス固化設備系統概要図を第44図に、低レベル固体廃棄物処理設備系統概要図を第45図に示す。</p>	<p>「冷却のための適切な措置」については、放射性固体廃棄物においては、廃棄物の破碎、圧縮、焼却、固化等の処理が適切に行えるように措置することを含むについては、添付書類六「7.4.1 概要」に固体廃棄物の処理設備が記載されている。</p> <p>したがって、規則において、指針から明確化された内容は、許認可の申請内容で網羅されている。 上記を踏まえ、適合方針では、記載の明確化の観点で見直しを実施する。</p>	<p>【記載の適正化（添付書類記載内容の取り込み、冷却空気出口シャフトの構造に含まれる排気口の削除）】 規則の表現を踏まえて、添付書類六7.4に記載していた表現へ見直し</p>

事業指定基準規則第22条と許認可実績・適合方針との比較表 (3/5)

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
	<p>(i) 主要な設備及び機器の種類</p> <p>(a) 高レベル廃液ガラス固化設備</p> <p>ガラス溶融炉 2基 (1基/系列)</p> <p>材 料 ステンレス鋼 (ケーシング) 耐火レンガ (炉材)</p> <p>高レベル廃液調整槽 3基</p> <p>材 料 ステンレス鋼</p> <p>容 量 約20m³/基 (2基) 約6m³ (1基)</p> <p>高レベル廃液供給液槽 4基 (2基/系列)</p> <p>材 料 ステンレス鋼</p> <p>容 量 約5m³/基 (2基) 約2m³/基 (2基)</p> <p>固化セル移送台車 2台 (1台/系列)</p> <p>ガラス固化体検査室天井クレーン 1台</p> <p>ガラス固化体検査装置 1式</p> <p>(b) ガラス固化体貯蔵設備</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋の貯蔵ピット 1基</p> <p>種 類 間接自然空冷貯蔵方式</p> <p>構 成 収納管 45本</p> <p>第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟の貯蔵ピット 4基</p> <p>種 類 間接自然空冷貯蔵方式</p> <p>構 成 収納管 80本/基</p> <p>第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟の貯蔵ピット 4基</p> <p>種 類 間接自然空冷貯蔵方式</p> <p>構 成 収納管 140本/基</p> <p>第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーン 1台</p> <p>(c) 低レベル固体廃棄物処理設備</p> <p>乾燥装置 1基</p> <p>材 料 ニッケル基合金</p> <p>熱分解装置 1基</p> <p>材 料 ニッケル基合金 (乾留部) ステンレス鋼 (粉体抜き部)</p> <p>焼却装置 1基</p> <p>材 料 耐火物 (炉材)</p> <p>圧縮減容装置 1基</p> <p>固化装置 1基</p> <p>切断装置 4台 (CB用) 3台 (BP用)</p> <p>(d) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備 1式</p> <p>廃樹脂貯蔵系</p> <p>ハル・エンドピース貯蔵系</p> <p>チャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系</p> <p>第1低レベル廃棄物貯蔵系</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系</p> <p>第2低レベル廃棄物貯蔵系</p> <p>第1貯蔵系</p> <p>第2貯蔵系</p> <p>第4低レベル廃棄物貯蔵系</p> <p>(ii) 廃棄物の処理能力</p> <p>固体廃棄物の廃棄施設は、高レベル廃液を約1400/h、低レベル濃縮廃液を約0.2m³/h及び2000ドラム缶約2本/日、廃溶媒を約80/h及び焼却可能な雑固体廃棄物を約75kg/h、圧縮減容可能な雑固体廃棄物を圧縮力約1,500t並びにCB及びBPを各々約1個/h及び約0.5個/hで処理できる能力を有する。</p>	<p>(i) 主要な設備及び機器の種類</p> <p>(a) 高レベル廃液ガラス固化設備</p> <p>ガラス溶融炉 2基 (1基/系列)</p> <p>材 料 ステンレス鋼 (ケーシング) 耐火レンガ (炉材)</p> <p>高レベル廃液調整槽 3基</p> <p>材 料 ステンレス鋼</p> <p>容 量 約20m³/基 (2基) 約6m³ (1基)</p> <p>高レベル廃液供給液槽 4基 (2基/系列)</p> <p>材 料 ステンレス鋼</p> <p>容 量 約5m³/基 (2基) 約2m³/基 (2基)</p> <p>固化セル移送台車 2台 (1台/系列)</p> <p>ガラス固化体検査室天井クレーン 1台</p> <p>ガラス固化体検査装置 1式</p> <p>(b) ガラス固化体貯蔵設備</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋の貯蔵ピット 1基</p> <p>種 類 間接自然空冷貯蔵方式</p> <p>構 成 収納管 45本</p> <p>第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟の貯蔵ピット 4基</p> <p>種 類 間接自然空冷貯蔵方式</p> <p>構 成 収納管 80本/基</p> <p>第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟の貯蔵ピット 4基</p> <p>種 類 間接自然空冷貯蔵方式</p> <p>構 成 収納管 140本/基</p> <p>第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーン 1台</p> <p>種 類 遮蔽容器付床面走行形</p> <p>(c) 低レベル固体廃棄物処理設備</p> <p>乾燥装置 1基</p> <p>材 料 ニッケル基合金</p> <p>熱分解装置 1基</p> <p>材 料 ニッケル基合金 (乾留部) ステンレス鋼 (粉体抜き部)</p> <p>焼却装置 1基</p> <p>材 料 炭素鋼 (ケーシング) 耐火物 (炉材)</p> <p>圧縮減容装置 1基</p> <p>固化装置 1基</p> <p>切断装置 4台 (CB用) 3台 (BP用)</p> <p>(d) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備 1式</p> <p>廃樹脂貯蔵系</p> <p>ハル・エンドピース貯蔵系</p> <p>チャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系</p> <p>第1低レベル廃棄物貯蔵系</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系</p> <p>共用は第15条 (共用) の比較表で提示</p> <p>第2低レベル廃棄物貯蔵系 (MOX燃料加工施設と共用)</p> <p>第1貯蔵系</p> <p>第2貯蔵系</p> <p>第4低レベル廃棄物貯蔵系</p> <p>(ii) 廃棄物の処理能力</p> <p>固体廃棄物の廃棄施設は、高レベル廃液を約140L/h、低レベル濃縮廃液を約0.2m³/h及び2000ドラム缶約2本/日、廃溶媒を約8L/h及び焼却可能な雑固体を約75kg/h、圧縮減容可能な雑固体を圧縮力約1,500t並びにCB及びBPを各々約1個/h及び約0.5個/hで処理できる能力を有する。</p>	<p>高レベル廃液ガラス固化設備の記載は変更なし</p> <p>【記載の適正化 (機器仕様の明確化)】 機器仕様の明確化 低レベル固体廃棄物処理設備の記載は変更なし</p> <p>【記載の適正化 (機器仕様の明確化)】 機器仕様の明確化</p>	<p>廃棄物の処理能力の記載は変更なし</p>

事業指定基準規則第22条と許認可実績・適合方針との比較表 (4/5)

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
	<p>(iv) 保管廃棄施設の最大保管廃棄能力</p> <p>(a) ガラス固化体貯蔵設備</p> <p>8,235本 (ガラス固化体)</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋</p> <p>315本 (ガラス固化体)</p> <p>第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟</p> <p>2,880本 (ガラス固化体)</p> <p>第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟</p> <p>5,040本 (ガラス固化体)</p> <p>(b) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備</p> <p>廃樹脂貯蔵系 約850m³</p> <p>ハル・エンドピース貯蔵系</p> <p>約2,000本 (1,000Lドラム換算)</p> <p>チャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系</p> <p>約7,000本 (200ℓドラム換算)</p> <p>第1低レベル廃棄物貯蔵系</p> <p>約13,500本 (200ℓドラム換算)</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系</p> <p>約430本 (200ℓドラム換算)</p> <p>第2低レベル廃棄物貯蔵系</p> <p>第1貯蔵系</p> <p>約7,500本 (200ℓドラム換算)</p> <p>第2貯蔵系</p> <p>約42,500本 (200ℓドラム換算)</p> <p>第4低レベル廃棄物貯蔵系</p> <p>約13,500本 (200ℓドラム換算)</p> <p>固体廃棄物の廃棄施設の貯蔵設備は、必要がある場合には増設を考慮する。</p> <p>添付書類六 7.4 固体廃棄物の廃棄施設</p> <p>7.4.1 概要</p> <p>固体廃棄物の廃棄施設は、各施設及び六ヶ所保障措置分析所 (以下7.4では「各種施設」という。) で発生する高レベル廃液、低レベル濃縮廃液、廃溶媒、雑固体廃棄物等をそれぞれの性状に応じて固化、乾燥、熱分解、焼却等の処置を施し容器に詰められた後、又は貯槽に受け入れた後、保管廃棄する施設であり、以下の設備で構成する。</p> <p>高レベル廃液ガラス固化設備</p> <p>ガラス固化体貯蔵設備</p> <p>低レベル固体廃棄物処理設備</p> <p>低レベル固体廃棄物貯蔵設備</p> <p>なお、各種施設で発生する雑固体廃棄物は、発生するそれぞれの建屋で雑固体廃棄物に応じた運搬容器に収納した後、クレーン等により運搬車に載せ、低レベル廃棄物処理建屋、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋、第4低レベル廃棄物貯蔵建屋等に運搬し、クレーン等により低レベル固体廃棄物処理設備又は低レベル固体廃棄物貯蔵設備に受け入れる。</p>	<p>(iv) 保管廃棄施設の最大保管廃棄能力</p> <p>(a) ガラス固化体貯蔵設備</p> <p>8,235本 (ガラス固化体)</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋</p> <p>315本 (ガラス固化体)</p> <p>第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟</p> <p>2,880本 (ガラス固化体)</p> <p>第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟</p> <p>5,040本 (ガラス固化体)</p> <p>(b) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備</p> <p>廃樹脂貯蔵系 約850m³</p> <p>ハル・エンドピース貯蔵系</p> <p>約2,000本 (1,000Lドラム換算)</p> <p>チャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系</p> <p>約7,000本 (200ℓドラム換算)</p> <p>第1低レベル廃棄物貯蔵系</p> <p>約13,500本 (200ℓドラム換算)</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系</p> <p>約430本 (200ℓドラム換算)</p> <p>共用は第15条 (共用) の比較表で提示</p> <p>第2低レベル廃棄物貯蔵系 (MOX燃料加工施設と共用)</p> <p>第1貯蔵系</p> <p>約12,700本 (200ℓドラム換算)</p> <p>第2貯蔵系</p> <p>約42,500本 (200ℓドラム換算)</p> <p>第4低レベル廃棄物貯蔵系</p> <p>約13,500本 (200ℓドラム換算)</p> <p>固体廃棄物の廃棄施設の貯蔵設備は、必要がある場合には増設を考慮する。</p> <p>添付書類六 7.4 固体廃棄物の廃棄施設</p> <p>7.4.1 概要</p> <p>固体廃棄物の廃棄施設は、各施設及び公益財団法人核物質管理センターが運営する六ヶ所保障措置分析所 (以下7.4では「各種施設」という。) で発生する高レベル廃液、低レベル濃縮廃液、廃溶媒、雑固体等をそれぞれの性状に応じて固化、乾燥、熱分解、焼却等の処置を施し容器に詰められた後、又は貯槽に受け入れた後、保管廃棄する施設であり、以下の設備で構成する。</p> <p>共用は第15条 (共用) の比較表で提示</p> <p>また、MOX燃料加工施設で発生し容器に詰められた雑固体を保管廃棄する。</p> <p>高レベル廃液ガラス固化設備</p> <p>ガラス固化体貯蔵設備</p> <p>低レベル固体廃棄物処理設備</p> <p>低レベル固体廃棄物貯蔵設備</p> <p>なお、各種施設で発生する雑固体は、発生するそれぞれの建屋で、必要な場合には一時集積場所を設定したうえで集積・保管し、雑固体に応じた運搬容器に収納した後、クレーン等により運搬車に載せ、低レベル廃棄物処理建屋、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋、第4低レベル廃棄物貯蔵建屋等に運搬し、クレーン等により低レベル固体廃棄物処理設備又は低レベル固体廃棄物貯蔵設備に受け入れる。</p> <p>また、雑固体のうち、各施設から発生する廃活性炭は、水切りした後、それぞれの建屋で、必要な場合には一時集積場所を設定したうえで集積・保管し、ドラム缶に収納した後、クレーン等により運搬車に載せ、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋、第4低レベル廃棄物貯蔵建屋等に運搬し、ク</p>	<p>ガラス固化体貯蔵設備の記載は変更なし</p> <p>【第2低レベル廃棄物貯蔵系の最大貯蔵能力の変更】 第2低レベル廃棄物貯蔵系の最大保管廃棄能力の変更 (記載の変更)</p> <p>貯蔵設備の増設の考慮について、記載の変更なし</p>	

事業指定基準規則第22条と許認可実績・適合方針との比較表 (5/5)

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
	<p>原子力規制委員会設置法附則第29条第1項に基づく届出書七、再処理施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>ロ. 放射性廃棄物の廃棄に関する事項</p> <p>(1) 放射性廃棄物の廃棄に関する基本的考え方</p> <p>(i) 気体廃棄物、液体廃棄物及び固体廃棄物の化学的、物理的性状に応じ、各処理設備において最適な技術の組み合わせを行う。</p> <p>(ii) 固体廃棄物はできるだけ施設内にとどめ、適切な形で貯蔵・保管する。</p> <p>固体廃棄物は、その発生源に応じて減容、焼却、固化等の処理を行い、十分なしゃへい能力を有する固体廃棄物の廃棄施設に保管廃棄することにより、一般公衆の線量の低減化を図る。</p> <p>(4) 固体廃棄物</p> <p>(i) 固体廃棄物の種類</p> <p>固体廃棄物には、ガラス固化体、ハル・エンドピース、低レベル濃縮廃液の乾燥処理物及び固化体、廃溶媒の熱分解生成物並びに紙、布、フィルタ、ポンプ等の雑固体廃棄物等がある。</p> <p>(ii) 固体廃棄物の保管廃棄</p> <p>ガラス固化体は、ガラス固化体貯蔵設備に保管廃棄する。</p> <p>これ以外の固体廃棄物を詰めたドラム缶等は、低レベル固体廃棄物貯蔵設備に保管廃棄する。</p>	<p>レーン等により低レベル固体廃棄物貯蔵設備に受け入れる。</p> <p><u>共用は第15条（共用）の比較表で提示</u></p> <p>また、MOX燃料加工施設で容器に詰められ第2低レベル廃棄物貯蔵建屋に運搬された雑固体は、クレーン等により低レベル廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系に受け入れる。</p> <p>七、再処理施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>ロ. 放射性廃棄物の廃棄に関する事項</p> <p>(1) 放射性廃棄物の廃棄に関する基本的考え方</p> <p>(i) 放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物及び放射性固体廃棄物の化学的、物理的性状に応じ、各処理設備において最適な技術の組合せを行う。</p> <p>(ii) 放射性固体廃棄物はできるだけ施設内にとどめ、適切な形で貯蔵・保管する。</p> <p>放射性固体廃棄物は、その発生源に応じて減容、焼却、固化等の処理を行い、十分な遮蔽能力を有する固体廃棄物の廃棄施設に保管廃棄することにより、公衆の線量の低減化を図る。</p> <p>(4) 放射性固体廃棄物</p> <p>(i) 放射性固体廃棄物の種類</p> <p>放射性固体廃棄物には、ガラス固化体、ハル・エンドピース、低レベル濃縮廃液の乾燥処理物及び固化体、廃溶媒の熱分解生成物並びに紙、布、フィルタ、ポンプ等の雑固体等がある。</p> <p>(ii) 放射性固体廃棄物の保管廃棄</p> <p>ガラス固化体は、ガラス固化体貯蔵設備に保管廃棄する。</p> <p>これ以外の放射性固体廃棄物を詰めたドラム缶又は角型容器は、低レベル固体廃棄物貯蔵設備に保管廃棄する。</p>		<p>固体廃棄物の廃棄に関する事項の記載は変更なし</p>